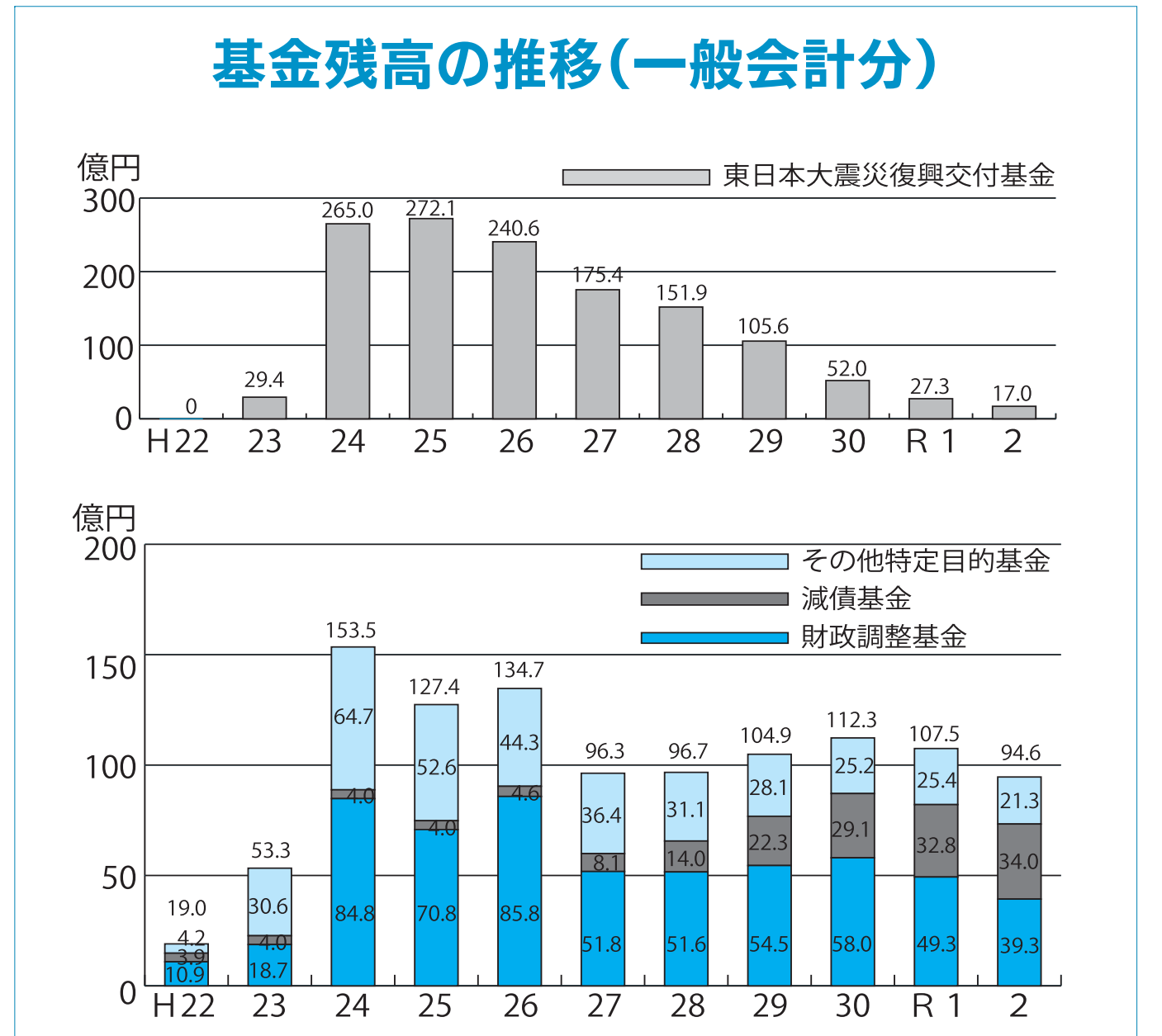


本市の基金残高をお知らせします

Q 市の貯金は現在どれくらいありますか。
A 本市の貯金は、基金として運用しています。基金には、財源不足に対応する財政調整基金をはじめ、市の長期借入金である市債の償還に充てるための減債基金や、震災による復旧・復興事業のための東日本大震災復興交付金基金などがあり、基金残高は下表のとおりです。
 ※令和元年度・2年度の基金残高は見込み。
Q 貯金が減っていますが、市の財政は心配ないですか。
A 減少している一番の要因は、10年間にわたり復旧・復興事業のために使う東日本大震災復興交付金基金であり、関連事業の完了に伴い

基金残高が年々減少してきました。
 東日本大震災復興交付金基金を除いた基金残高は、震災前よりも多く残っていますので、今のところ心配はありません。
 しかしながら、人口減少や少子高齢化の進展は避けられないため、将来にわたって心配がないとはいえません。市税などの収納率向上や、国・県補助金、市債などの有効な制度・財源の活用はもとより、選択と集中による予算の重点化や、AIなどの導入による生産性向上など、無駄な支出を省くことが大切です。
 今後も、なお一層、行政改革などに取り組みながら、健全財政の維持に努めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



大船渡市内部通報制度・職員倫理条例等のお知らせ

▽問い合わせ先〓総務課(市内線234・285)

大船渡市内部通報制度

令和2年4月1日から、事務事業を進める中で不適正な行為(法令違反やハラスメントなど)がある場合に、内部通報できる制度を創設し、相談・通報窓口を設置しました。相談や通報がありましたら、市が内容を調査し、事実が確認できたときは、速やかに是正措置を講じていきます。

1 内部通報できる人

・市職員(会計年度任用職員・臨時任用職員などを含む)
 ・市からの受託業者、請負業者、指定管理者および業務従事者

2 通報対象の範囲

①法令に違反し、または違反するおそれのある行為
 ②人の生命、身体、財産その他権利・利益を害し、またはこれらに重大な影響を与えるおそれのある行為

③相談・通報の方法
 ◎相談の場合〓市役所総務課で受け付けます。
 ◎通報の場合〓総務課のほか、市の顧問弁護士である小笠原・山本法律事務所でも受け付けます。

▽相談・通報の方法〓書面、メール、ファクス
 ※総務課は電話、面談による受け付けも行います。
 ▼その他〓相談および通報の際は、市ホームページから「相談票(内部通報書)の様式をダウンロードの上、相談・通報してください。
 ※様式は総務課で配布しています。

4 相談・通報の注意点

・原則として実名により行い、可能な限り、「いつ」「どこで」「だれが」「何をした」といった、具体的な事実を示してください。
 ・通報者に係る秘密は保持され、個人情報保護法に準じます。また、正当な通報を理

職員倫理条例等

職員倫理条例等

令和2年4月1日から、大船渡市職員倫理条例および大船渡市職員倫理規則を施行しました。
 この条例および規則は、職務の執行の公平さに対する市民からの疑惑や、不信を招くような行為の防止など、倫理保持に資するため必要な措置を規定するものであるとともに、職員に対する社会の期待や市民からの信頼に応えるための行動規範です。

1 職員倫理の原則

次のとおり5つの原則を定めます。

- 市民全体の奉仕者であること
- 公私の別を明確化し、職務や地位の私的利用を禁止すること
- 利害関係者から贈与を受けると、市民から疑惑や不信を招くような行為を禁止すること
- 職務執行に当たり、法令違反、職務上の義務違反や不当な要求に応じることが禁止すること
- 職務外においても法令を遵守し、公務員として自覚を持った行動に徹すること
- 禁止行為
 利害関係者から、次の行為を受けることを禁止します。
 ①金銭、物品などの贈与を受けること(せん別・祝儀・香典・供花の贈与を受けることも原則禁止)
 ※宣伝用物品などを受領することは禁止しません。
 ②金銭の貸し付けを受けること(金融機関から一般の顧客として貸し付けを受ける場合を除き禁止)
 ③無償で物品などの貸し付けを受けること
 ※業務で訪問した際に提供される物品を利用することは禁止しません。
 ④無償でサービスの提供を受けること(タクシーなどで特別に送迎してもらうことなども禁止)
 ⑤未公開株式を譲り受けること(有償・無償を問わず禁止)
 ⑥供給接待を受けること(飲食のほか、スポーツ観戦などへの招待を受けることを禁止)
 ※割り勘での飲食であり、事前に許可を得ている場合は禁止しません。
 ⑦遊技、ゴルフ、旅行をすること(職員が自己の費用を負担し、事前に許可を得ている場合は禁止しません。また、ゴルフ以外のスポーツを共にすることは、禁止しません)
 ⑧第三者に対し上記①～⑦の行為をさせること

詳細は、市ホームページをご覧ください。
 倫理条例等ホームページ
 内部通報制度ホームページ